

## 第1回 京都市左京区久多地域公共交通会議 議事録

日 時：平成28年6月7日（火）午前10時から

場 所：左京区役所 大会議室B

出席者：別紙のとおり

### ■開会挨拶

(左京区長)

- 久多地域では、平成23年4月に、出町柳～朽木学校前を走っていた京都バス10号系統の平日運行が廃止となり、市街地への生活交通手段の確保が大きな課題となった。このため平成25年度から、久多地域の皆様と区役所が連携して、「ボランティア乗合タクシー」の運行実験を行ってきた。その結果、「久多支え合いバス・やまびこ号」の愛称で、地域に根差したバスとして定着し、現在、月2回運行を行っており、コンスタントに利用者がいる状況になっている。
- そこで今回、将来に渡って安定的に運行するため、久多自治振興会（以下、「自治振興会」とする。）が事業主体となり、公共交通空白地有償運送事業としての運行を開始するべく、協議の場を設けさせていただいた。
- 「やまびこ号」の本格運行に向けて、委員の皆様にご議論いただき、最終的には、国土交通省の登録申請に向けた合意形成を図りたい。よろしく願います。

### ■委員紹介

#### ■1 報 告「左京区久多地域における交通手段確保のための取組に関する経過報告について」

事務局により資料に基づき報告がなされた。委員からの質問はなかった。

#### ■2 議 題「左京区久多地域における新しい交通手段（道路運送法第78条第2号に基づく有償運送）の導入について（案）」

事務局により資料に基づき報告がなされ、以下の質疑応答が行われた。

(京都運輸支局)

- 旅客の名簿として自治振興会員名簿を添付されているが、久多地域の住民全てが会員なのか。

(久多自治振興会 岡田会長)

- そうである。

(京都運輸支局)

- 路線図として設定されている中に、狭あいな道路はあるか。

(事務局)

- 車両の通行に支障があるような狭あいな道路はない。

(下鴨警察署)

- 自分が以前関わっていた宮津市では、65歳以上の運転免許証の自主返納者に対して「安心おでかけ定期

券」「丹海バス乗車証」のいずれかの乗車チケット（6箇月分）の無料進呈等の支援を行っており、これが非常に好評だった。

近年の交通事故発生件数のうち、高齢者が関係する割合は非常に高い。自主返納制度を推進する観点から、久多でも同様のサービスを、すぐではなくとも良いので検討してもらえないか。

(久多自治振興会)

- 既に家族から「もう運転するな」と言われている住民もおり、今後、運転できない高齢者が増加していくだろうから、検討の余地はある。しかし、現在のやまびこ号の利用者は無免許の人が中心であり、(返納者を優遇すると)地域の中で不公平感が生まれるのでは、という懸念がある。

(久多自治振興会)

- 敬老乗車証の補助金を、運営費として活用できないか。雲ヶ畑地域では活用していると聞いている。

(事務局)

- 担当部局である保健福祉局に確認したところ、敬老乗車証は本市内での移動が対象の制度であるため久多～堅田間を運行するやまびこ号への交付は困難、また臨時便への適用も困難、という回答だった。

(久多自治振興会)

- 路線図に示された目的地以外には行けないのか。

(京都運輸支局)

- それが基本である。また、既存の公共交通が存在する場所では、公共交通を利用していただく必要があるが、(交通不便地に居住する、交通手段を持たない地域住民のための運送という)本来の目的を外れない範囲であれば、目的地付近の店舗に立ち寄るなどは大丈夫である。ただし、基本的には路線図の範囲内で運行しなければならないので、それ以外の場所に行く場合は今回のように「京都市左京区久多地域公共交通会議」を開催して、協議を調える必要がある。

(久多自治振興会)

- 「路線図5」について、高島市への通過点である朽木地域にも乗降点が欲しい。

(京都運輸支局)

- 高島市営バスなど、既存の路線バスを利用できないか。公共交通がない地域では臨時便の設定も必要だが、基本的には既存の公共交通を利用していただきたい。

(久多自治振興会)

- 高島市営バスは、京都市民は利用できない。

(京都運輸支局)

- 高島市方面の利用頻度はどのくらいか。

(久多自治振興会)

- 年1, 2回程度と思われる。

(京都運輸支局)

- 民営バスへの影響について、どのように思われるか、関係者の意見を聞きたい。

(京都バス)

- 今回実施を検討されているような、久多地域の皆様の目的に合う路線は、既存のバスには存在しないので、問題ない。地域の方々にとって良いお話だと思う。

(京都運輸支局)

- 久多地域への来訪者の出迎えは、臨時便②葛川梅の木バス停行が基本になっていると思うが、このように、既存の公共交通が存在する場所では、その公共交通を利用していただかなければならない。公共交通空白地有償運送は、既存の交通手段では十分なサービスが提供できないところでの運送、という考え方が基本となる。

(京都運輸支局)

- 管理者に就任予定の方々は、今後、「運転管理者基礎講習」を受講されることと思うが、講習内容を十分に吸収し、得た知識を役立てて、運行管理をしっかりとやっていただきたい。よろしくお願いします。

(左京区長)

- それでは、他に御質問がなければ、ただ今の内容で事業計画を承認いただくとともに、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送を行うための登録を受けるため、本事業計画により申請を行うことの御確認をお願いしたい。

～ 一同、承認 ～

(左京区長)

- ありがとうございました。

## ■閉会挨拶

(事務局)

- それでは本日の協議の結果を受けて、本会議の主催者である左京区から事業主体となる久多自治振興会に対して、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付させていただく。その後、申請書類一式にその書類を添付して、久多自治振興会から国土交通省近畿運輸局京都運輸支局へ、自家用有償運送の登録申請を行われる予定である。
- 以上で京都市左京区久多地域公共交通会議を終了する。